

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年12月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県企業局管理規程第8号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(住居手当の適用除外職員等)</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 国、他の地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で知事（鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号）第6条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合）<u>あつては、当該委任を受けた鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）第3条の規定により設置された鳥取県企業局の長又は鳥取県企業局組織規程（平成5年鳥取県企業管理規程第4号）第4条の規定により設置された総務課の長。以下同じ。）</u>が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 条例第4条の3第2号の企業管理規程で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。</u></p> <p><u>(1) 前項第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者</u></p> <p><u>(2) 前項第3号に掲げる住宅のうち知事が定める住宅 知事が定める者</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p>(住居手当の適用除外職員等)</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 国、他の地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で知事が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

5 略

4 略

附 則

この規程は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第83号）第6条の規定の施行の日から施行する。